派遣法に基づく情報公開

■派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

マージン率は下記の計算式で算出されます。

マージン率 = 一 (労働者派遣料金の平均額 – 派遣労働者の賃金の平均額)

労働者派遣料金の平均額

マージン率には、会社負担社会保険料・有給休暇費用・教育訓練費・会社運営費・営業利益等が含まれます。

労働者派遣料の平均額 (1日8時間あたり)	派遣労働者の平均賃金 (1日8時間あたり)	マージン率
19,943円	14,432円	27.6%

※小数点第二位四捨五入

■労使協定に関する事項

労使協定有無:有

協定労働者の範囲:派遣先で保険代理人の業務、事務業務、コールセンター業務、受付・案内

事務員、電話対応事務員、マンション管理人等に従事する従業員

有効期間:2024年4月1日から2025年3月31日

■派遣労働者の数および労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣労働者数	労働者派遣の役務提供を受けたものの数
589人	75事業所

■その他(福利厚生に関する事項)

- ✓定期健康診断、ストレスチェック
- ✓各種保険(雇用・労災・健康保険・厚生年金)
- ✓出産育児一時金、出産手当金、産前産後休暇制度、育児休暇制度
- ✓従業員持株会
- ✓選択制確定拠出年金 等

■教育訓練に関する開示事項

派遣就業前に、当社の派遣事業モデルについての教育を受講していただきます。また、ご希望の方は、下記をはじめとする各種教育訓練が受講可能です。

- **√**コンプライアンス
- ✓商品知識習得
- **√**責任者研修
- ✓その他